

地域包括支援センター鎌倉静養館

運営規程

(事業の目的)

第1条 鎌倉市が開設する地域包括支援センターが行う指定介護予防・介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては介護保険制度をはじめとする鎌倉市の介護福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業経営を行う。
- 2 地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在であり、各地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。
 - 3 事業の遂行にあたって、主任介護支援専門員、保健師（又は看護師）、社会福祉士、介護支援専門員などが地域の保健・医療・福祉各サービス事業所等と緊密な連携をはかり、総合的かつ効率的なサービスの提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域包括支援センター鎌倉静養館
- (2) 所在地 〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜4-4-30
- (3) 電話番号 0467-23-9110（直通）

(職員の職種、構成及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。

職種	常勤	非常勤	合計
1. 管理者・保健師	1（兼）		1（兼）
2. 主任介護支援専門員	1（兼）		1（兼）
3. 社会福祉士	1（兼）		1（兼）
4. 地域連携担当（社会福祉士）	1（専）		1（専）
5. 介護支援専門員		1（専）	1（専）

- 2 管理者は、事業所職員の管理及びサービス業務の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日、及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日は午前8時30分から17時30分までとする。
- (3) 窓口閉所後の夜間帯や休日には、センター職員に連絡が取れるように電話転送等、24時間連絡可能な体制を取る。

(指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容は次のとおりとし、第1

号に掲げる指定居介護予防支援・介護予防ケアマネジメントをした場合の利用料

の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

なお、第2号及び第3号に掲げる事項の利用料の額は別に定める。

- (1) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（課題分析、介護サービス計画作成、継続的管理等）
- (2) 被保険者の依頼による要介護認定等の申請代行
- (3) その他

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鎌倉市鎌倉南地域とする。

(地域 由比ガ浜一丁目～四丁目、笹目町、佐助一丁目～二丁目、長谷一丁目～五丁目、坂ノ下、極楽寺一丁目～四丁目、稲村ガ崎一丁目～五丁目)

(職員の研修)

第8条 指定介護予防事業所は、職員に対し、援助技術の質的向上をはかるための研修機会を設ける。

(人権の擁護及び虐待防止)

第9条 事業者及び職員は、利用者の人権擁護及び虐待の発生又は再発の防止、身体拘束の適正化等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止に対しては指針を整備し、虐待防止に関する相談窓口の設置、虐待防止のための検討委員会の定期的開催など事業所における必要な体制の整備、発見時の通報義務を励行する。
- 3 虐待の防止、身体拘束の適正化等を推進するための職員に対する研修を定期的に実施する。

- 4 成年後見制度の利用支援を行う。
- 5 利用者に対し乱暴な言葉等を使い、心理的な苦痛を与えないようにする。
- 6 現在受けている支援が受けられない等の脅かすような物言いで精神的な苦痛を与えないようにする。

(守秘義務)

第 10 条 職員は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。なお、退職後も同様とする。

(感染症や非常災害の発生時の対応)

第 11 条 感染症や非常災害の発生時において、可能な限り速やかな業務再開と適切な業務継続を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、発動時に向けた必要な研修及び訓練の機会を定期的に設ける。

(その他)

第 12 条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人鎌倉静養館が定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

改 版 履 歴

改版年月日	改版前	改版後
2016. 08. 01	<p>平成 27 年 7 月 1 日付 (運営の方針)</p> <p>第 2 条</p> <p>3 事業の遂行にあたって、<u>保健師 (又は看護師)、社会福祉士、主任介 護支援専門員などが・・・</u></p> <p>(職員の職種、構成及び職務内容)</p> <p>第 4 条 事業所に勤務する職員の職 種、構成等は、次のとおりとする。</p> <p>1. <u>管理者</u></p> <p>3. <u>社会福祉士 常勤 2 (兼)</u></p> <p>4. <u>主任介護支援専門員</u></p> <p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第 5 条 事業所の営業日及び営業時 間は次のとおりとする。</p> <p>(3) <u>時間外については、責任者に 直通可能な連絡体制をとる。又は、 特養鎌倉静養館で一時的に受け、 その後責任者へ連絡をする。</u></p> <p>(通常の事業の実施地域)</p> <p>第 7 条 通常の事業の実施地域は、 鎌倉市南地域とする。</p> <p>(地域 <u>材木座一丁目～六丁目、由 比ガ浜一丁目～四丁目、笹目町……</u>)</p>	<p>平成 28 年 8 月 1 日 (運営の方針)</p> <p>第 2 条</p> <p>3 事業の遂行にあたって、<u>主任介 護支援専門員、保健師(又は看護師)、 社会福祉士、介護支援専門員など が・・・</u></p> <p>(職員の職種、構成及び職務内容)</p> <p>第 4 条 事業所に勤務する職員の職 種、構成等は、次のとおりとする。</p> <p>1. <u>管理者・主任介護支援専門員</u></p> <p>3. <u>社会福祉士 常勤 1 (兼)</u></p> <p>4. <u>地域連携担当(社会福祉士) 常勤 1 (専)</u></p> <p>5. <u>介護支援専門員 常勤 1 (兼)</u></p> <p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第 5 条 事業所の営業日及び営業時 間は次のとおりとする。</p> <p>(3) <u>窓口閉所後の夜間帯や休日 には、センター職員に連絡が取れるよ うに電話転送等、24 時間連絡可能 な体制を取る。</u></p> <p>(通常の事業の実施地域)</p> <p>第 7 条 通常の事業の実施地域は、 鎌倉市南地域とする。</p> <p>(地域 <u>由比ガ浜一丁目～四丁目、 笹目町……</u>)</p>
2017. 05. 01	<p>平成 28 年 8 月 1 日付 (事業の目的)</p> <p>第 1 条 <u>～指定介護予防の事業～</u></p> <p>(指定介護予防支援の内容及び利用</p>	<p>平成 29 年 5 月 1 日 (事業の目的)</p> <p>第 1 条 <u>～指定介護予防・介護予防 ケアマネジメントの事業～</u></p> <p>(指定介護予防支援・介護予防ケア</p>

<p>料等) 第6条 <u>指定介護予防支援</u>の内容は次のとおりとし、～ ～<u>指定居介護予防支援</u>をした場合～ (1) <u>指定介護予防支援</u>～</p> <p>2018.04.01</p> <p>平成29年5月1日付 (職員の職種、構成及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。 <u>5. 介護支援専門員 常勤 1 (兼)</u></p>	<p>料等) 第6条 <u>指定介護予防支援</u>の内容は次のとおりとし、～ ～<u>指定居介護予防支援</u>をした場合～ (1) <u>指定介護予防支援</u>～</p> <p>2018.04.01</p> <p>平成29年5月1日付 (職員の職種、構成及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。 <u>5. 介護支援専門員 常勤 1 (兼)</u></p>	<p>料等) 第6条 <u>指定介護予防支援・介護予防マネジメント</u>の内容は次のとおりとし、～ ～<u>指定居介護予防支援・介護予防ケアマネジメント</u>をした場合～ (1) <u>指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント</u>～</p> <p>2018.04.01</p> <p>平成30年4月1日付 (職員の職種、構成及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。 <u>(削除)</u></p>
<p>2021.03.01</p> <p>平成30年4月1日付 (職員の職種、構成及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。</p>	<p>2021.03.01</p> <p>平成30年4月1日付 (職員の職種、構成及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。</p>	<p>令和3年3月1日付 (職員の職種、構成及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。 <u>5. 介護支援専門員 非常勤 1 (専)</u> (追記)</p>
<p>2022.11.01</p>	<p>2022.11.01</p>	<p>令和4年11月1日付 <u>(人権の擁護及び虐待防止)</u> 第9条 (条文追記)</p>
<p>2023.4.1</p> <p>令和3年3月1日付 (職員の職種、構成及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。 <u>1. 管理者・主任介護支援専門員</u> <u>2. 保健師 (又は看護師)</u> 3. 社会福祉士 常勤 1 (兼) 4. 地域連携担当 (社会福祉士) 常勤 1 (専)</p>	<p>2023.4.1</p> <p>令和3年3月1日付 (職員の職種、構成及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。 <u>1. 管理者・保健師</u> <u>2. 主任介護支援専門員</u> 3. 社会福祉士 常勤 1 (兼) 4. 地域連携担当 (社会福祉士) 常勤 1 (専)</p>	<p>令和5年4月1日付 (職員の職種、構成及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。 <u>1. 管理者・保健師</u> <u>2. 主任介護支援専門員</u> 3. 社会福祉士 常勤 1 (兼) 4. 地域連携担当 (社会福祉士) 常勤 1 (専)</p>

<p>2024. 4. 1</p>	<p>5. 介護支援専門員 非常勤 1 (専)</p> <p>令和4年11月1日付け (人権の擁護及び虐待の防止)</p> <p>第9条 事業者及び職員は、利用者 の人権及び虐待の防止のため、次の 措置を講ずるものとする。</p> <p>2 人権の擁護、虐待防止等に関す る必要な体制の整備、発見時の通報 義務を励行する。</p> <p>3 虐待の防止を啓発・普及するた めの職員に対する研修を実施する。</p>	<p>令和6年4月1日付け (人権の擁護及び虐待の防止)</p> <p>第9条 事業者及び職員は、利用者 の人権及び虐待の発生又は再発の、 身体拘束の適正化等のため、次の措 置を講ずるものとする。</p> <p>2 虐待防止に対しては指針を整備 し、虐待防止に関する相談窓口の設 置、虐待防止のための検討委員会の 定期的開催など事業所における必要 な体制の整備、発見時の通報義務を 励行する。</p> <p>3 虐待の防止、身体拘束の適正化 等を推進するための職員に対する研 修を実施する。</p> <p><u>(感染症や非常災害の発生時の対 応)</u></p> <p>第11条</p> <p>(条文追記)</p>
-------------------	--	--